

改正

平成22年3月31日告示第55号

平成24年8月22日告示第173号

伊賀市入札等監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市入札等監視委員会条例（平成19年伊賀市条例第71号）に基づき、伊賀市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市長は、委員会委員（以下「委員」という。）の委嘱について、建設会社等の顧問等特定の事業者等との密接な関係のある者は選任することができない。

2 委員が任期中に前項の規定に該当する者となる場合は、市長は当該委員の職を解くものとする。

3 委員会は、委員の氏名及び職業の公表を行う。

4 委員会において、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項についての審議内容等は、非公開とする。

(定例会議)

第3条 定例会議は、年2回以上開催するものとする。

(定例会議への報告等)

第4条 委員会は、入札及び契約手続の運用状況について、市長から報告を受けるものとする。

2 定例会議への報告は、定例会議開催の前月までに市が発注した工事等に係る発注工事等総括表（様式第1号）、入札方式別発注工事等一覧表（様式第2号）及び入札参加資格停止等の運用状況一覧表（様式第3号）を資料として提出して行うものとし、発注工事については、次の方式ごとに整理する。

(1) 一般競争入札方式

(2) 指名競争入札方式

(3) 随意契約方式

(事案の抽出)

第5条 審議の対象となる事案の抽出は、前条に定める入札方式別発注工事等一覧表の中から、事

前に委員が持ち回りで抽出を行うものとする。

- 2 前項の抽出事案の説明については、抽出事案にかかる説明書を作成し、必要最小限の資料に基づき行う等審議の効率化を図る。

(意見の具申)

第6条 会議は、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審議し、改善事項等があると認める時は、市長に意見の具申を行う。

(再苦情処理会議)

第7条 再苦情処理に係る事項の会議は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 委員会は、市長から依頼された再苦情処理に係る審議を終えた時には、審議結果に基づいて意見書を作成し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に市長に報告を行わなければならない。

- 3 委員会は、前項の意見書の公表を行うものとする。

- 4 この会議においては、申立人及び市長からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

(入札制度改善会議)

第8条 入札制度改善に係る事項の会議は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 この会議においては、入札制度について審議し、改善事項等があると認めるときは、意見の具申を行うことができるものとする。

(議事概要の公表)

第9条 この委員会の定例会議及び再苦情処理会議並びに入札制度改善会議に係る議事概要については、速やかに作成し、公表を行うものとする。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第55号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月22日告示第173号)

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

発注工事等総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	備考
総契約件数 (内訳)		
①一般競争入札方式		
②指名競争入札方式		
③随意契約方式		

様式第2号 (第4条関係)

入札方式別発注工事等一覧表

一般競争入札方式

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

施工番号	工事名	発注業種	工事担当課	予定価格	当初契約金額	落札率	備考

指名競争入札方式

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

施工番号	工事名	発注業種	工事担当課	予定価格	当初契約金額	落札率	備考

随意契約方式

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

施工番号	工事名	発注業種	工事担当課	予定価格	当初契約金額	落札率	備考

*備考欄には、「談合情報のあった契約」を記入する。

様式第3号（第4条関係）

入札参加資格停止等の運用状況一覧表

（期間 年 月 日～ 年 月 日）

業 者 名	本社所在地	資 格 停 止 期 間	該 当 事 項	資 格 停 止 の 理 由
		年 月 日～ 年 月 日 （ カ月）		

注：該当事項の欄には、「伊賀市建設工事等指名停止措置要領」に定める別表に掲げる措置基準のうち該当するものを記入する。